

台南市新化区の 学校史から見る台湾の「御真影」

Goshin'eji [Photos of Japan's Emperor and Empress]
in the History of Schools in Tainan Xinhua

樋浦郷子

HIURA Satoko

はじめに

①御真影下付の開始について

②新化街の御真影

おわりに

【論文要旨】

本稿は植民地期台湾の一地域にとって「御真影」がいかなる役割を担ったのかということ、学校沿革誌、郡誌、当該時期の戸口統計等の資料を手がかりに検討したものである。

第一に、台湾における御真影は、朝鮮への下付と異なり、戦闘状況下の日本軍の展開に合わせて開始された。1920年代以降学校への下付は中等教育機関から広まりだしたものの、公学校（台湾人初等教育機関）へはほとんど下付されなかった。

第二に、新化尋常小学校は、「御真影奉護」の人員確保を考えれば、教員数の減少は避けねばならなかったが、1930年代には新化街の日本人人口が減少していた。学級編成および教員の数を確保できたのは、台湾人児童の尋常小学校在籍数に支えられたことが推定される。

第三に、新化尋常小学校への御真影下付が同校だけにとどまらず、新化公学校と農業補習学校児童生徒に対する一定の役割も担った。その人数を見れば天皇・皇后写真による「教育」の対象は台湾人児童が圧倒的多数である。

御真影を下付されていない学校の児童生徒に対して、「紀元節」「四方拜」（一月一日）などの学校儀式のあと尋常小学校まで移動して拝礼を実施する、奉護燈設置の寄付金を拠出させるなどの要求がなされた。一方では学校として御真影下付校に選ばれないという構造的な劣位への配置と同時に、他方で天皇崇敬教育のために御真影およびその奉護設備を利用した「教育」には巻き込まれたことを具体的な事象をもって示した。

【キーワード】 御真影、学校儀式、台湾、台南、植民地教育

はじめに

筆者はこれまで、植民地支配下で展開した近代天皇制をめぐる諸問題に関心を持ち、学校教育のありように着目しながら研究をすすめてきた。「御真影」(以下煩を避け「⁽¹⁾」を省略)と教育勅語は、学校において不可欠の道具立てであり、とくに学校儀式では「祝日大祭日儀式規程⁽²⁾」を大前提として、欠かすことができないものと認識されている。例えば『続・現代史資料 教育 御真影と教育勅語⁽³⁾』は『現代史資料』シリーズにおいて唯一、教育を扱ったものであるが、タイトル自体が御真影と教育勅語がセットであるとの認識を象徴している。ただしこれらが常に盤石な存在として君臨していたわけではなく、出された直後からその存在は動揺を繰り返し、そのたび補強が試みられてきたことがすでに明らかにされている⁽⁴⁾。

しかし、教育勅語が 1890 年に交付される前からすでに、「御真影奉護」は学校で開始されていたことや、日本国内でも地域の下付率にばらつきがあったこと⁽⁵⁾、あるいは天皇の写真 1 葉の下付から、のちに天皇と皇后で 2 葉の下付が広がったことなどは、注目されずにきた。近代史においては「天皇制イデオロギー」という概念化がしばしば用いられ、これまで上述のような権力の動きや表出の具体相を丹念に明らかにする努力が必ずしも十分でなかったのではないか。

筆者はこうした問題意識から、近代学校には不可欠の道具立てとしての御真影が、植民地期朝鮮の初等学校にはほとんどなかったこと、それに代わる神棚や神宮大麻などの利用が現場で案出されていたことを明らかにしてきた。しかし本来そこにあるべき装置としての御真影の不在は、植民地における学校教育においてどのような実態と意味を持ったのかということについては、いまだ検討が不十分である。また、朝鮮のみならず台湾における御真影下付状況、あるいはその不在の状況を明らかにすることは、帝国日本の学校教育における御真影の位相を見渡し、あらためて近代天皇制のもとでの教育の歴史の問い直しを可能にする。

本稿が対象とする台湾の歴史研究に関して、筆者がもっとも示唆を受けたのは蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策⁽⁷⁾』である。同著は宗教政策のなかでも神道に関わる政策を、どのような具体的手段をとまなげて台湾に移植しようとしたのか、という大きな主題に、例えば正庁「改善」や、伊勢神宮大麻の強制配布など、一般に広く知られていなかった台湾独自の事柄に対し浩瀚な資料と鳥瞰的視角をもって応えるものである。近年日本では、近代天皇制にかかわる研究において皇室祭祀と教育勅語、そして社会のなかの天皇制への着目が必要であることが示されてきている。例えば鳥蘭は「国家神道の言説を身につけていくシステム」を担った場としての学校の役割に注目する。高木や平山は、市井のひとびとが天皇崇敬を体得する手段としてのツーリズムに注目する⁽⁸⁾。

御真影に関し、『天皇の肖像』を著した多木は、「この(引用者注:下付の)手続きはもともと階層化された社会の仕組みを目に見えるようにしている」と述べる⁽⁹⁾。植民地を考える場合には、多木のいう「もともと階層化された社会の仕組み」が植民地化の過程で武力や脅しをもって変更されたものとなっているだけに、下付優先度と同時に非優先度が可視化される軋みも大きかったのではないかと想像される。

以上をふまえて本稿では、第一に台湾の学校における御真影下付状況について、初等教育機関へ

の下付の停滞に着目しつつ、御真影不在の背景に接近する。第二に、実際に御真影を下付されなかった学校である台湾人対象初等教育機関（公学校）に着目し、その実相を明らかにする。具体的には、台湾南部の一地域である新化（現在の台南市新化区）の学校に保存されてきた文書資料を通じて植民地の人々に要求された天皇・皇室崇敬教育の実態の解明を通じ、近代天皇制と結びついている社会のありようを浮かび上がらせてみたい。

以下、具体的にはまず台湾全島の学校への御真影下付状況を整理する。その上で、新化地域における御真影の存在、不在の意味について、『新化郡誌』や『新化農業補習学校沿革誌』を主な手がかりとして検討をおこなう。植民地期の新化には、公学校1校（新化公学校）、実業補習学校1校（新化農業補習学校）、日本人対象の小学校1校（新化尋常小学校）が設置され、日本人の学校にだけ御真影下付が実施された。新化は、植民地教育体制の縮図のような地域とみることができる。

①……………御真影下付の開始について

1-1 明治・大正・昭和天皇皇后写真の下付⁽¹³⁾

御真影の下付は、軍艦や爵位を持つ個人等にも実施されたが、教育実践の中での天皇「崇敬」を検討する本稿では学校への下付のみを分析の対象とする。

植民地の御真影は、とくに初等学校（台湾の公学校、朝鮮の普通学校）にはきわめて少ない状態で解放を迎えた。これは、植民地の学校には日本人教員の割合が少なく、「不敬」にわたらないように写真を守ることが困難だったためと考えられる⁽¹⁴⁾。

台湾の学校への御真影下付には、大きく3つの画期を見ることができる。第一に、1909年の官制改革により20庁体制から12庁へ行政区画整理があった頃までである。1909年に、それまでの台北庁など20庁体制から12庁へと庁舎が減少し、すでに各庁に下付され不要になった御真影のうち、5セットが「転載」（移動）された⁽¹⁵⁾。これらの5セットのなかで、4セットは新設され（あるいは合併し）た桃園庁、新竹庁、南投庁、阿緬庁である。しかし、残り1セットは台北第一尋常高等小学校（日本人対象小学校）に移動された。これは台湾の初等教育機関としては初めての御真影となった。廃止されて不要になった官庁から移動された写真が初等教育機関にとって最初の御真影であったこと、「転載」すなわち正規の申請手続きを必要としないものであった点に注目したい。植民地における学校教育、天皇、写真という道具立ては、相互に強くは連関していない状態であったと推定される。

二番目の画期は、1915年、おもだった尋常高等小学校（在台日本人初等教育機関）へ下付された段階である（末尾資料1参照）。現段階で判明している経緯は次のようなものである。大正天皇が即位した直後に尋常高等小学校5校を含む8校からの下付申請書類が宮内省に提出されたのだが、この段階では何らかの回答が与えられた形跡が見られない⁽¹⁶⁾。1915年に至って大正天皇即位礼を控え、日本国内で一斉に大正天皇・皇后写真の下付が奨励されるという動きがあった⁽¹⁷⁾。台湾の日本人学校への下付も大正天皇即位礼（1915年11月）の直前に実施されており、日本国内の一斉下

付の流れに応じ下付されたものと考えられる。

第三の画期は、1920 年代半ばから後半、摂政皇太子の台湾訪問から昭和天皇即位後にかけての時期である。1920 年夏、それまでの 12 庁を廃止し、5 州 2 庁となった。この時すでに下付されていた各庁の御真影のうち、5 州 2 庁には移動（計 7 機関×2 枚の 1 セットずつ）が実施されたと考えられ、合併・廃庁した機関の写真（5 機関×2 枚 1 セット、計 10 枚）が不要になった。それらは、1924 年にいって次のように移転された。

表 1 1920 年代前半の写真の移動

12 庁（1909 年 10 月）か大正天皇・皇后写真下付を経て 5 州 2 庁へ（1920 年 8 月）	総督府等で保管	写真の移動先（1924 年）
宜蘭庁（台北州へ合併）	→	台北市建成尋常小学校
桃園庁（新竹州へ合併）	→	台南師範学校
南投庁（台中州へ合併）	→	台中第二尋常高等小学校
嘉義庁（台南州へ合併）	→	嘉義農林学校
（※推定）阿緞庁（高雄州へ合併）	→	斗六尋常高等小学校

典拠：宮内公文書館所蔵『御写真録』各年版。

※『御写真録』では斗六尋常高等小学校への下付分だけ「廃止官衙より」としか記されていないものの、残りの 4 庁は「転載」元が明示されているため、阿緞庁からのものであると推定される。

表 1 から、この時は廃止庁から残余の御真影はすべて学校が受け取ったことが明らかになる。1920 年に旧制度の庁が廃止されてからまる 4 年間、大正天皇・皇后（場合により摂政皇太子）の御真影計 10 枚以上が台湾総督府等で保管されていたとみられる。台湾への摂政皇太子の訪問（行啓）先となった学校のうち、大正天皇・皇后御真影の下付がなかった公学校、小学校にはいずれも昭和天皇・皇后への代替わりにともなう下付で選ばれていることから（末尾資料 1 参照）、1920 年代半ば以降に学校が御真影の存在を重要とみなす雰囲気の高まりが生じたことを読み取れる。しかし昭和天皇への代替わりの一斉下付以降は、敗戦に至るまで御真影下付はおおむね年間数枚の下付にとどまった様子が末尾資料 1 からうかがわれる。

台湾は湿度が高く、御真影に黴が生ずる、写真紙がふやけるなど汚損の事例が見られた。1940 年 2 月、4 枚の御真影が汚損を理由に再下付された。対象は台南地方法院、新竹州立新竹中学校、台南州立台南第二中学校、台中州立台中高等女学校である⁽¹⁸⁾。これらの機関のうち台南地方法院は乾燥剤の取替えを実施したのみであるが、新竹中学校では「奉安庫」の移動および「奉安台」をコンクリートから木製へと変更、台南第二中学校では「奉安室」の新設、台中高等女学校では「奉安庫」を取替えた上「二尺八寸ノ高台」⁽¹⁹⁾とともに設置し再下付を受けた。学校はいずれも奉護設備や部屋の作り替えを行った点が注目される。法院に比して学校では多くの児童生徒が儀式を反復するだけに、そこに充満していた「奉護」への特別な緊張感をうかがい知ることができる。

1-2 学校下付率および申請手続きの厳格化

次に、明治・大正天皇皇后写真下付と摂政皇太子台湾訪問を経た昭和天皇皇后写真下付に着目しつつ整理する。表2から、一貫してもっとも下付率が高いのは師範学校をはじめとする中等教育機関で、公学校は40年代でも3.5パーセント、小学校も34.4パーセントであり、高いとはいえないことがわかる。

表2 明治・大正天皇御真影と昭和天皇御真影の比較

機関種別	学校種別	明治・大正 下付	学校数 1926年	下付率% 1926年	昭和下付	学校数 1941年	下付率% 1941年
初等教育機関	公学校（国民学校）	0	735	0.0	30	849	3.5
	小学校（国民学校）	27	133	20.3	52	151	34.4
中等教育機関	中学校	4	9	44.4	11	15	73.3
	高等女学校	3	11	27.3	13	17	76.5
	師範学校	2	4	50.0	4	6	66.7
	実業学校	1	5	20.0	6	18	33.3
中等後／高等教育機関	高等実業／専門学校	1	4	25.0	3	4	75.0
	高等学校／大学予科	0	1	0.0	1	2	50.0
	帝国大学	0	0	0.0	1	1	100.0
	計	38校	902	20.8	120校	1063	57.0

典拠：台湾教育会『台湾教育沿革誌』（1939年初版1995年復刻，南天書局所収），台湾総督府文教局『台湾学事一覽 昭和一六年度版』（『日本植民地教育政策史料集成』（台湾篇）第78巻，2011年所収）。
※統計には私立学校、実業補習学校（いずれも下付無）を含まない。小学校には高等科のみの学校もふくむ。

1919年の『御写真録』には、当時台湾の学校への御真影下付の基準が次のように示されていた。⁽²⁰⁾

- 一、小学校ニ於テ拝戴シ難キモノトハ四学級未満ニシテ且奉安所ノ設備不完全ナルモノ
- 二、公学校ニ於テ拝戴シ難キモノトハ拾学級未満ニシテ且奉安所ノ設備不完全ナルモノ

これは、宮内省が1919年に下付する写真の作成数を見積もる必要があるために、台湾総督府に問い合わせた際の回答として付された、1918年段階での下付済学校と「下付シ難キ」学校数の一覽表に付されたメモ書きである。主として日本人を対象とする小学校では4学級、公学校では10学級以上ある学校であるだけでなく、写真の保存管理のための設備（奉安所ノ設備）の完全さが、下付の条件であった。

台湾においては、公立学校が御真影下付を申請するためには、学校長が各地方行政（州）の内務部教育課へ各種書類を揃えて提出し、それが順次上申されるしくみになっていた。

「昭和代替わり」を経ても、学校の大多数を占めた初等教育機関（公学校・小学校）において下付率が上がらなかった要因として、「奉安」の万全さを求める姿勢が 1926 年から 30 年代にかけて、急速に厳格化していったことがあげられる。「代替わり」前後の法規程の変遷を確認しておこう。

まず 1926 年 12 月、昭和への改元の直前に、教育勅語下付申請の方法が厳密化された（末尾資料 2 参照）⁽²¹⁾。そこでは、「従来教育ニ関スル勅語謄本下付申請ノ際当該学校ニ於ケル奉安ノ設備及奉護ノ方法ニ就キ別段ノ記載ナキ向アリ 詮議上一々照復スル等不便少カラス候処 今般其筋ヨリ申越モ之有候條 今後ハ必ス左記事項ヲ具シ申請相成度右通達ス」（下線引用者）という前文に続き、「奉安所ノ位置及設備ノ状況」「奉護ノ方法」などの記載を求めるようになった。「其筋ヨリ申越」があったことが明らかにされているところに注目したい。

申請にあたって書類への記載事項として「奉安所ノ位置及設備ノ状況」が明記されたことを鑑みると、日本内地での方針の変化が影響していることは間違いないと推察される。1918 年 6 月の文部次官通牒において、私立学校に御真影下付を拡大するにあたり「奉置所の位置・設備並宿直方法等」を報告するという条件がつけられるようになっていた⁽²²⁾のである。

教育勅語謄本については大正期に（結果としては大正の最末期に）日本内地の状況に即した「奉護」の強化が実施されたわけだが、他方御真影については、改元後の 1928 年 7 月、新しい天皇の即位礼を同年 11 月に控え、次の通牒が総督府文教局長から発せられた⁽²³⁾（下線引用者）。

「御真影下賜申請方ノ件」

天皇 皇后両陛下御真影申請ニ関シテハ曩ニ秘書課長ヨリ通牒ノ次第モ有之候処各学校ニ拝戴方申請ノ際ハ必ス先事項ヲ詳具シ申請相成様致度
右通牒ス

記

- 一、当該学校所在地名
- 二、学級数、生徒児童数
- 三、当該学校々舎建築ノ状況並設備ノ状況
建築ノ状況ニ関シテハ例ヘハ「木造平屋建、茅葺建築」「木造二階建、瓦葺本建築」ト記載シ設備ノ状況ニ就テハ校舎寄宿舍の配置、運動場実習地、消火設備等ヲ表示スル図面ヲ添付スルコト
- 四、奉安所ノ位置及設備ノ状況
就業時間外ノ奉護ト密接ノ関係ヲ有スル事項例ヘハ宿直室、職員宿舍ノ位置、其奉安所トノ距離等ヲ記シ奉安所ノ設備ノ状況ヲ詳記スルコト
- 五、奉護ノ方法
平時ノ奉護方法ハ勿論非常事変ニ際スル措置
- 六、其他参考トナルヘキ事項
(勅語謄本下付申請方ノ場合ニ於ケル通達参照)

この通牒は、少なくとも台北州の場合は内務部部長からほぼ同様の文言で達が重ねられ、各学校長へ周知された⁽²⁴⁾。注目されるのは、奉護設備と宿直などの体制について、「奉安所」と宿直室との距離を記載するなど、さきの教育勅語謄本申請に関わる通達から2年も経過しないうちに、詳細な図面を含む書類を申請の段階で求められるようになったことである。「奉安所」を申請前に建造することにとどまらず、それを保護する体制をいっそう万全にすることが要請された。

これに続き1932年には、ふたたび教育勅語謄本への下付申請方法が厳格化され、次の書類を備えるよう加筆された⁽²⁵⁾。

- 1, 奉護ニ関スル規程
- 2, 日直, 宿直ニ関スル規定
- 3, 奉安殿ノ鍵ノ保管及奉検
- 4, 職員数, 児童数及学級数等

こうして、わずか6年弱のあいだで、「奉護の万全」を期するために、事前の奉護設備の建造など厳しい条件が付けられるようになった。もっとも数が多かった初等教育機関は、名望家の寄付に頼ることのできる地域を除けば、写真、謄本ともに下付を受けることが困難だったであろうと推定できる。

日本内地では、大正天皇写真下付後の1910年代後半に、公立小学校・私立小学校へと下付制限（複写御真影への限定）が撤廃され、「奉護の万全」を前提に下付という「恩沢」の拡大が図られていたことが、小野雅章により明らかにされている⁽²⁶⁾。そうした拡大の波は、新天皇の即位にもない台湾に及んだ。しかしそれは反対に下付申請への抑制機能を持つようになり、結果として初等教育機関への下付の実数も停滞したとも考えられよう。

②……………新化街の御真影—写真不在の意味を問う—

2-1 新化尋常小学校への下付

以上で、写真の下付は中等教育機関から広まったこと、台湾人対象初等教育機関である公学校にはほとんど下付されなかったこと、背景にあった「奉護」への緊張感の高まりについて述べた。これらをふまえ本節では、新化への御真影下付について検討する。

台南市新化（新化郡中心の新化街）について概観すると、鉄道の駅はなく、当時は新市駅から「台車」と呼ばれた貨物用軌道が敷かれており、それに人も乗るか、乗合自動車で10分ほど、4～5キロ内陸側に位置する⁽²⁷⁾。1900年代から30年代、糖業を重要な産業としていた。日本人の移住は1903年に台湾総督府在台南甘藷試作場が設置されたことと関係が深い（06年に糖業試験場、21年に中央研究所糖業科と改組）。日本人を対象とする新化尋常小学校が新化公学校の隣接地（現在の新化国民中学の位置）に設立されたのは1906年、糖業試験場への改称と同年であった。

新化街にはまず新化公学校（当初は大目降公学校）が国語伝習所を経て1898年に開校し、1900

年教育勅語謄本が下付された。次いで上記のとおり新化尋常小学校が 1906 年に開校した。1926 年に至り新化農業補習学校が新化公学校内に開校し、31 年農業専修学校に改称、33 年中央研究所糖業科跡地に移転し、38 年教育勅語謄本が下付された。⁽²⁸⁾

新化街の日本人学校である新化尋常小学校には、1919 年の条件には該当しないものの、32 年に御真影が下付された。1931 年に台湾総督府、拓務省から宮内大臣に上申、裁可され、逆のルートを経て 1932 年 1 月 20 日に東京の宮内省で拓務省担当官、1 月 28 日に台湾総督府で受け取りの式、29 日に新化尋常小学校に到着、御真影奉戴式が行われている。⁽²⁹⁾

どのような条件や歴史的状況の変化のもとで、新化尋常小学校への御真影下付が可能になったのだろうか。まずは表 3、4 で新化街の日本人人口と新化街各学校の在籍数を確認しておこう。

表 3 新化街の日本人（日本籍）人口

年	1924 年	1930 年	1931 年	1932 年	1933 年	1934 年	1935 年	1936 年	1937 年	1938 年	1940 年
人口 (人)	305	385	415	396	314	324	364	336	349	350	414

典拠：『台湾現住人口統計』（1925 年、32 年～34 年刊行）、『台湾常住戸口統計』（35 年～39 年刊行、41 年～43 年刊行）。

表 4 新化街の学校在籍児童生徒数の変遷

		昭和二年度末	昭和五年度末	昭和六年度末	昭和七年度末	昭和八年度末	昭和九年度末	昭和十年度末	昭和十一年度末	昭和十二年度末
		1928 年	1931 年	1932 年	1933 年	1934 年	1935 年	1936 年	1937 年	1938 年
新化公学校	児童数 (人)	628	566	591	631	655	726	775	976	962
新化農補 (農専)	生徒数 (人)	48	31	30	36	49	55	58	43	41
新化尋常小学校	児童数 (人)	64 (5)	70 (*)	71 (*)	76 (*)	66 (11)	56 (9)	59 (9)	61 (10)	66 (13)

※新化尋常小の () 内は全児童数の中の台湾人児童数。(*) は台湾人児童数が不明。
典拠：台南州『台南州統計書』第九～第十九、台南州知事官房文書課、1938 年。

表 3、新化街の日本人人口は、31 年と 40 年のピークにはさまれた 30 年代はおおむね減少傾向が看取される。⁽³⁰⁾ 日本人人口の減少には、それまで新化に設置されていた台湾総督府中央研究所農業部糖業科が台湾糖業試験所として改組され、1933 年に新化から台南へと移転したことが関係すると推察される。⁽³¹⁾

表 4、新化尋常小学校の児童数は、御真影を下付された翌年の 76 名をピークに 5 年間減少傾向

が⁽³²⁾続く。当時の台湾公立小学校規則⁽³³⁾によれば、尋常小学校の2学級設置のための標準は70名で、最大で80名までは1学級編成（校長1名、教員1名配置）が可能だった。1928年3月段階の統計では、新化尋常小学校は1学級編成で、全校児童合わせて64名だった。しかし1930（昭和5）年度以降2学級編成となり、以降2学級が継続され、校長1名、教員が2名⁽³⁴⁾になった。しかし表4が示すように、新化尋常小学校の在籍数が標準規模以下であり続けたことは、1930年代の御真影下付を考える上で重要であろう。なぜならば第一に、20年代の行啓と昭和天皇への代替わりとを経た30年代はじめには、本稿1-2で述べた学級数に関する条件（小学校は4学級以上、公学校は10学級以上）が緩和されていたことが示唆されるからである。

第二に、新化尋常小学校では街を挙げての寄付により、堅牢な屋外型の奉安殿が前年の31年に完成⁽³⁵⁾していたことから「奉安所ノ設備」の完全さが求められるという条件は厳格に守られ続けたと推察できるためである。

新化尋常小学校は、児童数減少にもかかわらず30年代を通じて2学級編成を継続した。これは下付された御真影の存在が大きかったと推定される。御真影を「不敬」にわたらないように「奉護」するためには、新化尋常小学校としては教員数の減少を避けねばならない。1930年代の新化街では、糖業試験所の移転を背景に日本人が流出する傾向があったなかで、児童数減少を食い止めて2学級を維持せねばならない状況に陥ったと考えられる。

1934年以降、同校には台湾人児童が10名前後在学した。現段階では、30年代前半の尋常小学校への台湾人在籍数が不明のため、御真影受け取り後に台湾人児童が増加したのかどうかはわからない。しかし日本人を対象とする小学校（当該期の台湾教育令の文言では「国語ヲ常用スル者」）の2学級体制の維持は、一定程度台湾人児童の小学校入学に支えられていたとみることはできるだろう。

2-2 『新化農業補習学校沿革誌』「記事」からみる台湾人学校にとっての御真影

新化公学校には御真影が下付されず、もともと新化公学校内に設置された新化農業補習学校には、33年に校舎が独立移転した後38年まで教育勅語謄本も下付されなかった。しかし『新化農業補習学校沿革誌』⁽³⁶⁾の日誌からは、新化の台湾人児童生徒が御真影とは無縁だったとはいいがたい状況が明らかになる。

一点目、台湾人児童生徒が拠金を求められた。「奉安殿」の建造費が新化街を挙げての寄付金で賄われただけでなく、「奉護用照明燈」設置のため「郡下小公学校職員児童四千余名ノ献金」が実施⁽³⁷⁾された。二点目、1932年の1月29日、新化尋常小学校で実施された「御真影奉戴式」に、新化公学校児童も農業補習学校生徒もこぞって参列⁽³⁸⁾した。三点目、「御真影奉戴式」にとどまらず、紀元節などの学校儀式の際には、各学校で儀式を行ったのち尋常小学校へ移動して「御真影奉拝」が実施された。『新化農業補習学校沿革誌』には、1932年2月11日（紀元節）、11月3日（明治節）、33年1月1日（四方拝）、35年2月11日（紀元節）に記録が残る。

台湾公立公学校規則⁽³⁹⁾に記載される学校儀式次第は、概ね日本国内当該時期の小学校令施行規則の条文に沿ったもので、次のとおりである。

紀元節，天長節，明治節，一月一日及始政記念日に於テハ職員及児童，学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

- 一 職員及児童「君ヶ代」ヲ合唱ス
- 二 職員及児童ハ
天皇陛下
皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ
- 三 学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス
- 四 学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
- 五 職員及児童ハ其ノ祝日に相当スル唱歌ヲ合唱ス
御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ前項第二項ノ式ヲ欠ク

御真影のない多くの公学校は、「御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ前項第二項ノ式ヲ欠ク」という文言に沿って、「君ヶ代」のあとは教育勅語を校長が読み上げるという次第で実施されていたと推定される。しかし、新化公学校では学校内で「君ヶ代」から教育勅語へ飛ぶという手順で儀式を実施したあと、改めて新化尋常小学校へ移動して「天皇陛下 皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼」を実施したと考えられる。教育勅語謄本さえ 38 年まで下付されなかった新化農業補習学校(専修学校)では、何らかの代替物を利用して「教育勅語奉読」を実施し、新化公学校同様に小学校まで移動して御真影に「最敬礼」を行った。教育勅語謄本や御真影のない学校が独自に、しかし新化の各学校同士が連携して特徴的な儀式の行い方を案出したことが強く推測される。

おわりに

本稿を通じて明らかにしたことを以下にまとめる。第一に、台湾では 1920 年代以降学校への下付が中等教育機関から広まりだしたものの、公学校へはほとんど下付されないまま敗戦に至った。新化公学校にも御真影はなかった。

第二に、台南州新化郡新化街の日本人校である新化尋常小学校は、1 学級編成で可能な在籍児童数の状態が継続したにもかかわらず、1930 年以降は 2 学級編成、校長を含め教員 3 名体制が維持された。御真影奉護のための人員確保を考えれば、教員数の減少は避けねばならなかったが、新化街の日本人人口が減少していた。学級編成および教員の数を確保できたのは、一定数の台湾人児童の日本人小学校在籍が背景にあったと考えられる。

第三に、新化尋常小学校の御真影は同校にとどまらず、新化公学校と新化農業補習学校の児童生徒に対する一定の役割も担った。⁽⁴⁰⁾ その人数を見れば台湾人児童が日本人児童数の 10 倍以上である(合わせて 600 人～1000 人)。下付を申請した新化街と日本人小学校側は、当初から台湾人児童生徒を動員することを想定したのではないか。

御真影を下付されていない学校の児童生徒に対して、紀元節や四方拝(一月一日)などの学校儀式のあと尋常小学校まで移動して拝礼を実施する、「奉護燈」設置の寄付金を拠出させるなどの要

求がなされた。学校として御真影下付校に選ばれないことと同時に、天皇崇敬教育のために御真影およびその「奉護」設備を利用した「教育」には巻き込まれた。

本稿のはじめに、下付の手続きは「階層化された社会のしくみを目に見えるようにしている」という先行研究の指摘を挙げた。御真影下付は支配者にとっての優先度と非優先度を可視化する。ある学校に下付することは、同時にほかの学校には下付しない事実を突きつけるものであるからだ。この点でいえば、新化公学校・新化農業補習学校は日本人児童の通う新化尋常小学校に比して「劣位」に置かれたとみることもできるだろう。しかしその「劣位」の状態のまま台湾人学校は、御真影を利用した「教育」へと金銭の寄付もふくめて動員された。

これは、新化公学校（現在の新化国民小学）と新化尋常小学校が地理的に隣接したという地域の事情もはらんでおり、この事例が台湾全島の様相を語るわけではない。ただし植民地の学校での御真影の役割の一端を、たしかに示すものである。

本稿をまとめる過程で、「下賜」と「転載」との植民地における意味について慎重に考察する必要を感じた。末尾資料1において、とくに40年代には「転載」が目につくようになるためである。引き続き、帝国内の天皇・皇后の写真の移動について検討を続けたい。

本稿は、中国語で刊行した「從臺南市新化區的學校史觀察臺灣的〔御真影〕」（『歴史臺灣』17期、国立台湾歴史博物館、2019年5月）をもとに、日本の読者を想定して大幅な改稿を行ったものである。新化での調査においては、康文榮氏、蔡宗霖氏、新化国民小学、新化高級工業職業学校はじめ多くの方々の御助力を得た。記して感謝を申し上げる。本稿は科研費16K13512の成果である。

註

(1)——『天皇・皇后・皇太后・皇太子の写真のうち、新聞雑誌の付録などではなく、宮内省が大臣の決裁手続きを経て「下賜」したもの。

(2)——1891年。1900年小学校令施行規則の中に引き継がれた。

(3)——佐藤秀夫編、全三巻、みすず書房、1994-1996年。

(4)——同上書I、28～29頁。久木幸男「明治儒教と教育（続）：世紀転換期を中心に」『横浜国立大学教育紀要』第29号、1989年10月。同「明治期天皇制教育研究補遺」『教育学部論集』第6号、仏教大学、1995年3月。

(5)——籠谷次郎は『近代日本における教育と国家の思想』（阿吽社、1994年、第2章）で、関西地方における御真影下付率の落差を立証した。筆者の問題意識は、籠谷の緻密な仕事に大いに刺激を受けて形成されている。

(6)——樋浦郷子「植民地朝鮮の「御真影」—初等教育

機関の場合—」『日本の教育史学』第57号、2014年。「植民地期朝鮮の中等教育機関における天皇崇敬教育—「御真影」・奉安殿・誓詞—」『教育史フォーラム』第10号、2015年。

(7)——蔡錦堂、同成社、1994年。

(8)——烏蘭進『国家神道と日本人』岩波書店、2010年。平山昇「大正・昭和戦前期の伊勢参宮参拝の動向—娯楽とナショナリズムの両側面から—」、高木博志編『近代天皇制と社会』、思文閣出版、2018年。

(9)——多木浩二『天皇の肖像』、岩波書店、1988年、207頁。

(10)——日本近代の神道は、その初期において宗教（教派神道）と非宗教（「国家儀礼」）との分離が試みられ、これにより神社の多くが非宗教の建前のもとで保存金や供進金（国や県からの寄付金）の根拠となる近代社格制度を受け入れることとなった。

内務省の筆頭局として 1900 年に設置された神社局 (1940 年以降神祇院) は、大きな神社に勤務する神職の人事権を持ち、社格に伴う神社歳入額の決定にも大きく関与した。神社局長を経験した内務官僚がのちに府県知事として地方に赴任し、その地方の神社界に発言力を持つ場合も見られた。台湾総督府、朝鮮総督府においては内務行政管轄局が内地の内務省と連携して台湾や朝鮮における神社創建にかかわった。こうした行政と神社とのむすびつきは、「神社非宗教」(国家の宗祀)論を建前として可能とされた。神社は宗教ではなく、儀礼の行為であるから参拝を要請しても信教の自由を侵さないという建前である。公立学校教育でも、こうした建前を前提に教科書に掲載されている神社や皇室、日本の神話に関わる教材を学ぶための場所として遠足・修学旅行や夏休みの参拝などで盛んに利用された。このような、学校教育における天皇・皇室・記紀神話や神社に関わる教育実践は、宗教「信仰」の要求ではなく儀礼的に「崇敬」をさせる行為とみなされた。それをふまえて本稿では天皇崇敬教育という言葉を用いる。ただしそれが「信仰」の要求であれ「崇敬」の教育であれ、当の児童生徒にとって、心の中への介入という問題であったことには常に留意したい。

(11)——原本は新化高級工業職業学校高級中学が保存管理を行っている。本稿では以下の翻刻版を用いる。北村嘉恵・樋浦郷子・山本和行『『新化公学校沿革誌』『新化農業補習学校沿革誌』:植民地台湾の教育史』『北海道大学大学院教育学研究院紀要』126 巻,北海道大学大学院教育学研究院,2016 年 6 月。

(12)——新化を対象とする理由は本文の内容に加え、新化公学校を前身とする現在の新化国民小学、新化農業補習学校を前身とする現在の新化高級工業職業学校高級中学に学校文書が丁寧に保存管理されている点、地域の歴史資料保存、保存公開に尽力する地域の人々が存在する点にも負うところが大きい。資料と人々の両輪が備わっている現在の台南市新化区には「奉安殿」や「武徳殿」が修復保存の上残されている。

(13)——追号であるが本稿では便宜的に用いる。

(14)——朝鮮の学校については、「不敬」への恐れについて註 7 に挙げた論考で一定程度明らかにした。

(15)——「転載」は州から総督府、総督府から拓務省、宮内省という申請手続きを経ず、移動させた事実を上申するという手続きのみで実施された。

(16)——宮内公文書館蔵『大正十二年 御写真録』所収。

(17)——小野雅章『御真影と学校「奉護」の変容』,東

京大学出版会,2014 年,第 2 章。

(18)——『昭和十五年 御写真録』,宮内公文書館所蔵。

(19)——同上。

(20)——宮内公文書館所蔵,『大正七年 御写真録』。

(21)——『台湾総督府学事法規』(台湾総督府民政部総務局学務課,1902 年),『台湾学事法規』(台湾教育会編,1913 年),『台湾学事法規上』(帝国地方行政学会,1922 年)には、該当の規程が見当たらない。慣例的に行われてきたことが、1926 年に法規程となったと現段階では考えている。

(22)——小野雅章「御真影の下付申請資格の拡大過程とその意味」(『教育學雑誌』39,日本大学,2004 年)および『続・現代史資料 9 教育 2』(佐藤秀夫編,1996 年,80 頁)参照。

(23)——「御真影下賜申請方ノ件」昭和三年七月九日,文学第 860 号文教科局長通牒。

(24)——「御真影下賜申請方ノ件」昭和三年七月十八日,内教学第 1267 号ノ 1 内務部長通牒。

(25)——「教育ニ関スル勅語謄本下附申請方ニ関スル件」昭和 7 年 11 月 7 日 文教科局長通牒 各州知事 庁長宛。第四項。末尾資料 2 参照。

(26)——前掲小野,第二章。

(27)——糖試会『われら青春の台湾 台湾総督府糖業試験所思い出集』,1985 年,私家版。

(28)——同校は 1931 年に新化農業専修学校,41 年に新化専修農業学校と改称した。本稿では新化農業補習学校とする。新化公学校の概要とともに,北村嘉恵・樋浦郷子・山本和行『『新化公学校沿革誌』『新化農業補習学校沿革誌』:植民地台湾の教育史』(『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第 126 号,2016 年 6 月)参照。

(29)——「新化農業補習学校沿革誌」昭和 7 年 1 月 29 日記事(同上,74~75 頁)。

(30)——もとより,当該時期の「統計」なるものと実態とのあいだに差があるであろうことには自覚的であるべきだ。ここでは,あくまで「傾向」を読み取ることを主眼に「戸口統計」等を用いた。

(31)——「糖業試験所の横顔」(1932 年 4 月 26 日~5 月 3 日『台湾日日新報』)によれば,技師から雇員を含め 300 名程度が台南に移転するとされているが,そのうち日本人の割合や,新化からの移動の割合などの検討は今後の課題とせざるを得ない。

(32)——これに対して新化公学校と新化農業補習学校は,5 年間児童生徒数の増加は継続する。

(33)——台湾公立小学校規則(大正 11 年 4 月 1 日台湾

総督府令第 64 号), 1922 年。

第六十六条 一学級ノ児童数ハ尋常小学校ニ在リテハ七十人以下, 高等小学校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ各十人迄増スコトヲ得

(34)——台南州『台南州統計書』第九～第十九, 台南州知事官房文書課, 1938 年。

(35)——台南州新化郡役所『昭和九年版 新化郡概況』合冊復刻版, 中國方志叢書, 臺灣地區; 第 273 號, 成文出版社, 1985 年, 14～15 頁。

(36)——『新化農業補習学校沿革誌』には「記事」と題する項目があり, 創立の 1925 年から 37 年まで, 学校儀式や来客, 田植えや盗難事件など, 日付とできごとが記

録されている。学校沿革誌の項目には学校間の差異が大きく, 『新化公学校沿革誌』には「記事」という項目が存在しない。なお『新化農業補習学校沿革誌』の「記事」がなぜ 37 年で途切れたのかは不明である。前掲北村・樋浦・山本, 73～97 頁。

(37)——前掲『昭和九年版 新化郡概況』, 15 頁。

(38)——前掲北村・樋浦・山本, 81, 84, 90 頁。

(39)——大正十一年台湾総督府令第六十五号, 第五十七条, 1922 年。

(40)——前掲「新化農業補習学校沿革誌」昭和七年一月二九日記事「新化小学校御真影奉戴式アリ職員生徒奉拝」, 同二月十一日記事「八時三〇分ヨリ紀元節祝賀式挙行 式後御真影奉拝, 建国祭儀式参列」等。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2019 年 2 月 13 日受付, 2019 年 8 月 5 日審査終了)

【末尾資料 1】台湾の学校に下付された御真影 (2019 年 4 月調査)

年月日	年号	下付先	地域	段階
1896/7/4	明治 29	台湾総督府国語学校	台北	その他
1909/8/25	明治 42	台湾総督府中学校	台北	中等
1909/xx/xx	明治 42	台北第一尋常高等小学校 (転載)	台北	初等
1910/2/15	明治 43	台北第二尋常高等小学校	台北	初等
1915/10/xx	大正 4	台湾総督府国語学校	台北	その他
1915/10/xx	大正 4	台北中学校	台北	中等
1915/10/xx	大正 4	高等女学校	台北	中等
1915/10/xx	大正 4	基隆尋常高等小学校	台北	初等
1915/10/xx	大正 4	台中尋常高等小学校	台中	初等
1915/10/xx	大正 4	嘉義尋常高等小学校	台南	初等
1915/10/xx	大正 4	台南尋常高等小学校	台南	初等
1915/10/xx	大正 4	阿緬尋常高等小学校	高雄	初等
1915/10/xx	大正 4	台南中学校	台南	中等
1915/10/xx	大正 4	金瓜石尋常高等小学校	台北	初等
1915/10/xx	大正 4	宜蘭尋常高等小学校	台北	初等
1915/10/xx	大正 4	桃園尋常高等小学校	新竹	初等
1915/10/xx	大正 4	新竹尋常高等小学校	新竹	初等
1915/10/xx	大正 4	彰化尋常高等小学校	台中	初等
1915/10/xx	大正 4	南投尋常高等小学校	台中	初等
1915/10/xx	大正 4	打狗尋常高等小学校	高雄	初等
1915/10/xx	大正 4	阿緬尋常高等小学校	高雄	初等
1915/10/xx	大正 4	台東尋常高等小学校	台東	初等
1915/10/xx	大正 4	花蓮尋常高等小学校	花蓮港	初等
1915/10/xx	大正 4	吉野尋常高等小学校	花蓮港	初等
1915/10/xx	大正 4	豊田尋常高等小学校	花蓮港	初等
1915/10/xx	大正 4	林田尋常高等小学校	花蓮港	初等
1915/10/xx	大正 4	媽宮尋常高等小学校	澎湖	初等
1915/10/28	大正 4	医学校	台北	中等後
1916/10/11	大正 5	台中中学校	台中	中等
1916/12/17	大正 5	台北庁立金瓜石尋常高等小学校	台北	初等
1917/1/12	大正 6	台南第二尋常高等小学校	台南	初等
1917/1/12	大正 6	台北城東尋常小学校	台北	初等
1917/1/12	大正 6	台北城西尋常小学校	台北	初等
1917/1/12	大正 6	台北城南尋常小学校	台北	初等
1917/1/12	大正 6	台北城北尋常小学校	台北	初等
1918/7/24	大正 7	台南高等女学校	台南	中等
1920/4/13	大正 9	台湾総督府商業学校	台北	中等
1920/4/13	大正 9	彰化女子高等普通学校	台中	中等
1923/4/xx	大正 12	摂政皇太子台湾訪問		
1924/xx/xx	大正 13	台北市建成尋常小学校転載	台北	初等
1924/xx/xx	大正 13	台南師範学校転載	台南	中等
1925/xx/xx	大正 14	嘉義農林学校転載	台南	中等

年月日	年号	下付先	地域	段階
1925/xx/xx	大正 14	台中第二尋常高等小学校転戴	台中	初等
1925/xx/xx	大正 14	台南州斗六尋常高等小学校転戴	台南	初等
1928/9/27	昭和 3	台北帝国大学	台北	高等
1928/9/27	昭和 3	台北医学専門学校	台北	中等後
1928/9/27	昭和 3	台北第一師範学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北第二師範学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台南師範学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	台北第一中学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北第二中学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北商業学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北工業学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北第一高等女学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北第二高等女学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北第三高等女学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	宜蘭農林学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	基隆高等女学校	台北	中等
1928/9/27	昭和 3	台北市末廣高等小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市旭尋常小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市壽尋常小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市南門尋常小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市建成尋常小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市樺山尋常小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	宜蘭尋常高等小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	金瓜石尋常高等小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	基隆第一尋常小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	新莊尋常小学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市龍山公学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市老松公学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市太平公学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市蓬萊公学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市大龍崗公学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市朱厝崙公学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	台北市東園公学校	台北	初等
1928/9/27	昭和 3	新竹州立新竹中学校	新竹	中等
1928/9/27	昭和 3	新竹州立新竹高等女学校	新竹	中等
1928/9/27	昭和 3	新竹尋常高等小学校	新竹	初等
1928/9/27	昭和 3	桃園尋常高等小学校	新竹	初等
1928/9/27	昭和 3	台中州立台中第一中学校	台中	中等
1928/9/27	昭和 3	台中州立彰化高等女学校	台中	中等
1928/9/27	昭和 3	台中第一尋常高等小学校	台中	初等
1928/9/27	昭和 3	台中第二尋常高等小学校	台中	初等
1928/9/27	昭和 3	彰化尋常高等小学校	台中	初等
1928/9/27	昭和 3	豊原尋常高等小学校	台中	初等

年月日	年号	下付先	地域	段階
1928/9/27	昭和 3	南投尋常高等小学校	台中	初等
1928/9/27	昭和 3	東勢尋常高等小学校	台中	初等
1928/9/27	昭和 3	埔里尋常高等小学校	台中	初等
1928/9/27	昭和 3	台南州立台南第一中学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	台南州立台南第二中学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	台南州立台南第一高等女学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	台南第二高等女学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	嘉義州立嘉義第一高等女学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	嘉義州立嘉義第二高等女学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	嘉義農林学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	嘉義中学校	台南	中等
1928/9/27	昭和 3	嘉義尋常高等小学校	台南	初等
1928/9/27	昭和 3	斗六尋常高等小学校	台南	初等
1928/9/27	昭和 3	竹(ママ)園尋常小学校 ※花園カ	台南	初等
1928/9/27	昭和 3	南門尋常高等小学校	台南	初等
1928/9/27	昭和 3	高雄州立高雄中学校	高雄	中等
1928/9/27	昭和 3	高雄州立高等女学校	高雄	中等
1928/9/27	昭和 3	高雄第二尋常高等小学校	高雄	初等
1928/9/27	昭和 3	高雄第一尋常高等小学校	高雄	初等
1928/9/27	昭和 3	屏東尋常高等小学校	高雄	初等
1928/9/27	昭和 3	屏東公学校	高雄	初等
1928/9/27	昭和 3	花蓮港尋常高等小学校	花蓮港	初等
1928/9/27	昭和 3	吉野尋常高等小学校	花蓮港	初等
1928/9/27	昭和 3	豊田尋常高等小学校	花蓮港	初等
1928/9/27	昭和 3	林田尋常高等小学校	花蓮港	初等
1928/9/27	昭和 3	玉田尋常高等小学校	花蓮港	初等
1928/9/27	昭和 3	新城尋常高等小学校	花蓮港	初等
1928/9/27	昭和 3	馬公尋常高等小学校	澎湖	初等
1928/9/27	昭和 3	台東尋常高等小学校	台東	初等
1928/9/27	昭和 3	台北高等学校	台北	中等後
1928/9/27	昭和 3	台中師範学校	台中	中等
1930/12/26	昭和 5	台北高等学校	台北	中等後
1930/6/24	昭和 5	台北高等商業学校	台北	中等後
1931/4/23	昭和 6	台中第二中学校	台中	中等
1931/4/23	昭和 6	台中高等女学校	台中	中等
1931/4/23	昭和 6	台中商業学校	台中	中等
1931/7/24	昭和 6	台北州士林公立公学校	台北	初等
1931/10/7	昭和 6	花蓮港高等女学校	花蓮港	中等
1931/10/7	昭和 6	花蓮港公学校	花蓮港	初等
1932/1/20	昭和 7	台南州新化尋常小学校	台南	初等
1932/11/24	昭和 7	台南州新營尋常高等小学校	台南	初等
1933/2/1	昭和 8	高雄州屏東農業学校	高雄	中等
1933/6/20	昭和 8	台南州佳里尋常高等小学校	台南	初等

年月日	年号	下付先	地域	段階
1933/6/20	昭和 8	台中州台中市村上公学校	台中	初等
1933/10/25	昭和 8	基隆市日新尋常小学校	台北	初等
1933/12/11	昭和 8	高雄州旗山尋常高等小学校	高雄	初等
1934/1/29	昭和 9	台南州麻豆尋常高等小学校	台南	初等
1934/3/24	昭和 9	基隆市壽公学校	台北	初等
1934/4/10	昭和 9	台南高等工業学校	台南	中等
1934/7/7	昭和 9	台北市大橋公学校	台北	初等
1934/7/7	昭和 9	台北市日新公学校	台北	初等
1934/7/7	昭和 9	羅豆尋常高等小学校	台北	初等
1934/7/7	昭和 9	台北州松山公学校	台北	初等
1935/5/31	昭和 10	台北州立基隆中学校	台北	中等
1935/5/31	昭和 10	基隆高等小学校	台北	初等
1935/5/31	昭和 10	基隆市寶公学校	台北	初等
1935/5/31	昭和 10	員林尋常高等小学校	台北	初等
1935/5/31	昭和 10	高雄州立屏東高等女学校	高雄	中等
1935/11/9	昭和 10	嘉義高等女学校	台南	中等
1935/11/9	昭和 10	彰化第一公学校	台中	初等
1935/11/9	昭和 10	豊原公学校	台中	初等
1936/6/8	昭和 11	台中市幸公学校	台中	初等
1936/6/8	昭和 11	南投公学校	台中	初等
1936/6/8	昭和 11	東勢公学校	台中	初等
1936/6/8	昭和 11	員林公学校	台北	初等
1936/11/18	昭和 11	苗栗尋常高等小学校	新竹	初等
1936/11/18	昭和 11	苗栗第一公学校	新竹	初等
1936/11/18	昭和 11	集々尋常高等小学校	台中	初等
1936/11/18	昭和 11	田中公学校	台中	初等
1936/11/18	昭和 11	和美公学校	台中	初等
1937/8/20	昭和 12	台北市錦尋常小学校	台北	初等
1937/8/20	昭和 12	板橋尋常小学校	台北	初等
1937/8/20	昭和 12	清水尋常高等小学校	台中	初等
1937/8/20	昭和 12	清水公学校	台中	初等
1937/8/20	昭和 12	鳳山尋常高等小学校	高雄	初等
1938/7/4	昭和 13	花蓮港立花蓮港中学校	花蓮港	中等
1939/4/11	昭和 14	台北州立宜蘭公学校	台北	初等
1939/4/11	昭和 14	台中市曙公学校	台中	初等
1939/4/11	昭和 14	台中州北斗尋常高等小学校	台中	初等
1939/4/11	昭和 14	台中州北斗公学校	台中	初等
1939/4/11	昭和 14	屏東市大宮公学校	高雄	初等
1939/12/22	昭和 14	基隆市瀧川公学校	台北	初等
1939/12/22	昭和 14	彰化市旭公学校	台中	初等
1940/12/4	昭和 15	高雄商工専修学校	高雄	中等
1943/5/13	昭和 18	台北師範学校予科 (第一師範転戴)	台北	中等後
1943/5/13	昭和 18	台北師範学校本科 (第二師範転戴)	台北	中等後

年月日	年号	下付先	地域	段階
1944/7/4	昭和 19	高雄州第一中学校（転載）	高雄	中等
1944/7/4	昭和 19	台湾総督府台南高等工業学校（転載）	台南	中等後
1944/7/4	昭和 19	台湾総督府台北経済専門学校（転載）	台北	中等後
1944/7/4	昭和 19	台中州立台中第一高等女学校（転載）	台中	中等
1944/7/4	昭和 19	台中市昭和国民学校（転載）	台中	初等

典拠：『御写真録』各年版（宮内公文書館所蔵）、「御写真奉戴ノ件（各學校）」大正五年永久保存第四十二卷、台湾総督府檔案。※ 1915 年に一斉下付された写真は天皇文のみ、皇后分は翌 16 年となったが表では省略。1928 年に下付された昭和天皇・皇后の写真は 1930 年 12 月 10 日あるいは同月 26 日に一斉に引換えられた。表では省略。

【末尾資料 2】関係法令（抄）

「教育ニ関スル勅語謄本下附申請方ニ関スル件」

大正 15（1926）年 12 月 15 日 総務長官通達 各州知事各庁長宛

従来教育ニ関スル勅語謄本下付申請ノ際当該学校ニ於ケル奉安ノ設備及奉護ノ方法ニ就キ別段ノ記載ナキ向アリ 詮議上一々照復スル等不便少カラス候処 今般其筋ヨリ申越モ之有候条 今後ハ必ス左記事項ヲ具シ申請相成度右通達ス

記

一、当該学校所在地名

二、当該学校校舎建築ノ状況

例ヘハ「木造平家建、茅葺、仮建築」「木造、二階建、瓦葺本建築」等ト記載スルカ如シ

三、奉安所ノ位置及設備ノ状況

略図ヲ添付スヘシ特ニ授業時間外ノ奉護ト密接ノ関係ヲ有スル事項例ヘハ宿直室、職員宿舍ノ位置、其ノ奉安所トノ距離

四、奉護ノ方法

「御真影下賜申請方ノ件」

昭和 3（1928）年 7 月 9 日 文学第 860 号文教科局長通牒 各州知事 各庁長宛

天皇 皇后両陛下御真影申請ニ関シテハ曩ニ秘書課長ヨリ通牒ノ次第モ有之候処各学校ニ拝戴方申請ノ際ハ必ス先事項ヲ詳具シ申請相成様致度

右通牒ス

記

一、当該学校所在地名

二、学級数、生徒児童数

三、当該学校々舎建築ノ状況並設備ノ状況

建築ノ状況ニ就テハ例ヘハ「木造平屋建，茅葺建築」「木造二階建，瓦葺本建築」ト記載シ設備ノ状況ニ就テハ校舎寄宿舎ノ配置，運動場実習地，消火設備等ヲ表示する図面ヲ添付スルコト

四、奉安所ノ位置及設備ノ状況

就業時間外ノ奉護ト密接ノ関係ヲ有スル事項例ヘハ宿直室，職員宿舎ノ位置，其奉安所トノ距離等ヲ記シ奉安所ノ設備ノ状況ヲ詳記スルコト

五、奉護ノ方法

平時ノ奉護方法ハ勿論非常事変ニ際スル措置

六、其他参考トナルヘキ事項

(勅語謄本下付申請方ノ場合ニ於ケル通達参照)

「教育ニ関スル勅語謄本下付申請方ニ関スル件」

昭和7(1932)年11月7日 文教局長通牒 各州知事 庁長宛

教育ニ関スル勅語謄本下付申請ノ際従来ハ大正十五年十二月十五日総務長官通牒ニヨリ，奉安ノ設備 奉並奉護ノ方法ニ就キ申請セラレアルモ単ニ右通達ノ左記各号例示ヲ形式的ニ記述シテ其ノ内容ニ就キ尚要ヲ尽ササル憾アリ，詮議上一々照復ヲ要シ不便少カラズ今後ハ必ず左記事項ヲ具シ申請相成度

記

一、当該学校所在地

二、校舎建築ノ状況

例ヘハ

本館 木造，二階建，瓦葺本建築 昭和 年 月 日竣工

教室 木造，平家建，茅葺仮建築 昭和 年 月 日竣工

講堂 鉄筋コンクリート，平家建，瓦葺本建築 昭和 年 月 日竣工

三、奉安所ノ位置及設備ノ状況

1、奉安所ノ位置方向

2、奉安所，奉安殿ノ構造

3、授業時間外ノ奉護ト密接ノ関係ヲ有スル事項，例ヘハ宿直室，職員官舎，道路，警察官吏 派出所，消防装置等ノ位置，其ノ奉安所トノ距離等(略図添付)

四、奉安ノ方法

1、奉護ニ関スル規程

2、日直，宿直ニ関スル規定

3、奉安殿ノ鍵ノ保管及奉検

4、職員数，児童数及学級数等

***Goshin'ei* [Photos of Japan's Emperor and Empress] in the History of Schools in Tainan Xinhua**

HIURA Satoko

From the late 19th century to the almost first half of 20th century, Japan's schools are known that they received Emperor and Empress's official photos from the Ministry of Imperial House. The photos that called *Goshin'ei* were very strictly and carefully reserved, supervised by school staffs and made full use of for the school rituals. But recent research is making it clear that prudent and deliberate observation in accordance with the actual situation in those days are needed before settling into short paradigm like "*Tenno-sei* [Emperor System] Ideology".

Based on understanding described above, this paper examined the social and educational role of the Japanese Emperor's photos in colonized Taiwan through making use of school official documents, the materials in local office and population statistics in those days.

Taiwanese schools in Xinhua haven't been selected as the school that could receive the Emperor's photo, on the one hand. Taiwanese children were, however, involved in "education" by *Goshin'ei*, on the other. The reason for this is firstly because Taiwanese common school are placed next to the Japanese school and secondly because Xinhua normal elementary school, which had been established for children of Japanese residents in Xinhua area, received the photos.

This kind of intricate social structure cannot always be applied for all Taiwanese schools. However, the case in Xinhua shows one characteristic conformation in colonial education.

Key words: *Goshin'ei*, school rituals, Taiwan, Tainan, Colonial Education,